

**[事案 14-6] 解約無効確認請求**

- ・平成 14 年 9 月 30 日 裁定申立書受理
- ・平成 14 年 11 月 1 日 裁定不開始（提訴）

< 申立人の主張 >

申立人（契約者）の妻（当時は離婚前。以下同じ。）が行なった解約手続は、契約者の意思に基づくものでなく無効であるので、保険契約の原状回復をすること。

< 保険会社側の主張 >

契約者の意思に基づく解約手続であり、有効である。申立人の請求には応じられない。

< 裁定の概要 >

保険会社より、本件の解決にあたり、債務不存在の確認を求め裁判所に提訴する旨文書により裁定審査会宛て届出があった。裁定審査会は、保険会社が裁判により解決を図ることについて相当の理由があると認め、申立人宛て「保険会社は、裁判により解決を図ることを明確にしていることから、裁定審査会は裁定を開始しない。」旨の通知を行った。

なお、本件は平成 15 年 1 月、保険会社より地方裁判所に提訴が行なわれた。